

天保期国産品販売をめぐる会津藩での動向について

松田 暁子

—「御国産一件」を素材として—

はじめに

1 「御国産一件」史料について

本稿は天保期の国産品販売をめぐる会津藩での動向について、「御国産一件」と題された史料を用いて検討するものである。

「御国産一件」を用いた研究としては、高見紗耶香氏による研究が挙げられる⁽¹⁾。しかし用いたと言っても、その一部分が触れられている程度にとどまっており、本格的な研究はなされていないのが現状である。

本史料は、会津若松の町組の一つ、大町組の町役人(町役人)を勤めた築田家に伝来する文書である。「御国産一件 壺」と「御国産一件 式」と題された二冊の帳面からなる。このうち「御国産一件 壺」について説明する。

史料の構成について簡単に触れておこう。「御国産一件 壺」は江戸での議論と、それに対する国元の意見がまとめられている。以下、七つに分けて表題、年代と差し出し↓宛所を記す。

本稿では、まだ本格的に手の付けられていないこの史料を、時期を追って丁寧に読み解くことにより、天保期の会津藩での国産品販売政策をめぐるやりとりについて、明らかにしたいと思う。なお、数箇条に及ぶ条文の史料の場合には、一条ずつ目を通すため、文章がやや長文に及ぶことをお許しいただきたい。

- I (天保12か) 2月 産物懸任役共 ↓ (江戸勘定頭)
- II () 3月11日 江戸勘定頭 ↓ (町役所?)
- III 覚 天保12年閏1月 御会所守勘助代宗助 ↓ 産物方御役人衆中

IV 御国産捌一条につき吟味書（IIに添えて国元へ提出されたと考えられる。）

年欠、差出・宛所不明だが、江戸勘定頭↓町奉行？と推定される。

V（天保12か）6月 諸商売懸検断 ↓（町役所）（IVに

対する返答。）

VI 乍恐以書付奉申上候

（ ヽ ヽ ） 丑1月

磯部惣助・石井九右衛門（若松の江戸出塗商人仲間） ↓ 産物

懸役人

VII（ ヽ ヽ ） 7月 町役所

このように同史料は、町役人の家の文書にもかわらず、天保期の国産品政策をめぐる、町役人だけではなく、国元の町奉行所、江戸で産物会所を管轄していた勘定頭およびその支配下に置かれていた係任役・会所守人の意見が記されている点が特徴的であり、そうしたやりとりが窺える希有の史料であると言える。

2 会津藩における国産品販売の概要

2-1-1 国産品販売について

庄司吉之助氏によれば、会津藩では、近世初頭、蒲生氏が領主として入部して以来、藩の積極的介入のもと、塗り物の生産が行われた。⁽²⁾ 半田市太郎氏によれば、寛永期には既に江戸を始め諸藩に広く販売されており、幕末に至るまで主要な領外出荷の品の地位を維持し続けた

商品であったことが分かっている。⁽³⁾

また、全国的な藩政改革の流れの中で、寛政期には江戸に産物会所が立てられ、会所守人と呼ばれる町人によって運営された。そして、⁽⁴⁾ここを拠点に国産品、特に国産第一の品と言われた塗り物が販売された。

2-1-2 支配機構について

まず産物会所について。江戸勘定頭のもとに置かれた産物係任役が産物会所の管轄に当たった。⁽⁵⁾

次に会津若松について。町方は町役所（町奉行所）によって支配された。また町制機構の頂点には検断と呼ばれる町役人が、町組ごとに置かれた。⁽⁶⁾ その一人が、築田氏（大町組）である。

2-1-3 国産品売れ行き不振

しかし、高見紗耶香氏によれば、天保期には会津藩の国産品の江戸での売れ行きは悪化していたという。⁽⁷⁾ こうした状況は「御国産一件沓」の作成の背景でもある。

江戸での売れ行き悪化は、江戸での国産品販売の拠点であった産物会所の請負人が次々と交替していることから窺える。史料一を挙げる。

史料一⁽⁸⁾

江戸小綱丁産物会所御設ニ相成候趣向を始、年歴のつれひ・当時売買之取行、凡而可相分丈ヶ之事共、廉書を以成共申出候様被仰聞、相分候丈ヶ、左ニ取調申立候

一、江戸産物会所之義者、御国産之品々江戸表へ持出シ候節散々
二相成居候而者不正之筋御取締も不相成、諸商人共連も一ト
纏ニ止宿仕候ニ付而者、互ひニ流行弁理も宜敷、旁売道之励ニ
茂相成候訳を以、寛政度之初度 御公辺向御取締之上種々御
丹精を以御仕居ニ罷成、(中略) 発起守人者田畑佐助と申者ニ
而其後西川瀬兵衛、或者丸屋甚平と申者等、守人移り替候毎度、
江戸御勘定所へ願之上、先守人へ出金をも仕、譲り受候順ニ而、
已前者類焼仕候得者拜借金被仰付候例も御座候由之処、式拾ヶ
年程已前より当勘助代ニ相成候而者居宅・土蔵共自力を以普請
仕候義ニ御座候間、去ル寅年已前者悉皆起荷方ニおゐて御取握
りニ相成居り御世話被成下候義ニ御座候

一、当会所守人中田勘助義、先守人より譲り受候節も居宅・土蔵
共合式引受候由ニ大金高ニ相成候由ニ相聞申候処、(中略) 右
者此度御尋ニ付奉申上候、以上

(安政二年) 卯四月

築田仙右衛門

これは安政二年四月のものになるが、産物会所の設置の趣意やその後の経緯、現在の様子についての藩からの御尋ねに対する築田氏の返答書の内容である。詳細は読み込めていないが、「発起守人・・・」以下の部分から、当初の会所請け負い商人は田畑佐助⁹⁾であったが、その後西川瀬兵衛、丸屋甚平と交代し、二十年程前からは中田勘助なる者が守人を勤めていることが分かる。二条目より、勘助は先代の守人より会所を買ったことあることから、守人とは会所の金主商人であるとみられる。金主が次々と交代していることから、会所の資金繰りが苦しくなっていたことが推測される。そして、その背景には産物会

所での国産品販売の不振という状況があったのであろう。

こうした状況から、産物会所維持のため、藩は江戸での国産品販売について真剣に議論せざるを得なくなった。そのため、先に挙げた「御国産一件」史料に記されたようなやりとりがなされるのである。

今回は特に議論の中心となる「御国産一件 壺」について時系列に史料の内容を追っていきたい。

3 「御国産一件 壺」の検討

次に、「御国産一件 壺」について検討したい。順番は1で分類したものに従って年代順に検討していく。

3-1 江戸における産物係任役による調査

VI 天保十二年一月

「乍恐以書付奉申上候」と題された書き付けである。差し出しは江戸出し塗り物商人仲間の一員である磯部惣助・石井九右衛門で、宛所は産物懸役人である。

会津若松の塗り物仲間について簡単に説明しておく。会津若松には、市場ごとに四つの塗り物仲間があった。それが、塗店(城下での販売)、江戸出し(江戸への販売)、大坂出し(大坂への出荷)、田舎出し(地方への出荷)¹⁰⁾である。ここでは、そのうち江戸への出荷を行う江戸出し塗り物仲間が申し上げているのである。

書き付けは、「先達而」意向をきくお尋ねがあり返答したが、今回改めてお尋ねがあったため申し上げるとするお尋ねへの返答である。

全六ヶ条からなる。長文になるが、一ヶ条ずつ読んでいく。

一条目は、以下の通りである。

史料⁽¹¹⁾

一、塗物捌代、問屋方ニ而為替手形と申候而日延之渡方罷成候分、御屋敷様ニ而御收納金御継合之格を以御引替被下置候得者、万一不事成義出来候節ハ不得心、御公辺之御苦勞筋ニ罷成候而も御收納と申格ニ候得者、急速相願付候之義、承知仕候義ニ付、右之格ヲ以御引替被成下置候得者、一同難有仕合奉存候但、御利足之儀者三拾五兩分ニ被成下置、五兩歩会所守人世話料被成下置、私とも方者三拾兩歩之御利足ヲ以、期日相納候様被成下置候様奉存候、万一間屋方ニ而不埒御座候節ハ、屹度御返納可申上候

訳すると次のようになる。すなわち、塗り物代金のうち問屋が為替手形を発行して（代金の支払いを）延期する分については、藩が立て替えて（先に支払って）ほしいとする。但し、利息は三十五兩につき一歩とし、その七分の一は会所守人の世話料とする。期日内に（問屋から代金を回収して、藩に）返納する、としている。

次に二条目である。

史料⁽¹²⁾

一、残荷之義ハ金高より七分通り、右申上候御利足ヲ以御引替被

成下置度奉願上候

但、仲ヶ間共登り合候者共、立入合加判之証文差上申義御座候間、是亦万一不埒之義御座候節ハ、加判之者方ニ而屹度御返納可仕候、且又私共之義者兼而御堅察被下置候通、手繰相及候丈ヶ金繰一盃之仕入荷物持参仕候義ニ御座候得者、御府内捌方其時之形勢ニも預り見込相違之義御座候、其節者無余儀定式直段より少々引候而、談事仕候義も有之、左候得者其次登折右安直を定規ニ取、自ラ直押ニも罷成候義も御座候、本文ニ御願申上候、御引替之分後立御座候得者、問屋之てもりニも不罷成、其上売程取直し、自然と直上之氣を持候義御座候間、此段厚ク御堅慮被遊被下度奉願上候

ここでは、残荷については代金の七割を貸し付け、利息は一条目のようにし、一条目のように代金を立て替えて（先に支払って）ほしい、としている。つまり、藩に買い取ってほしい、ということであろうか。但し、江戸出し塗り物仲間のうちで江戸へ上る者が（立て替えて証文に）加判しあうので、万一（返納できない）場合は、加判人が返納するか、この品ばかりを持参しては、時勢の見込みを間違え、定め値段より安く販売してしまうことになってしまう。立て替えてくれれば、自ら値上がりするようになる、としている。ここの論理はやや不明であるが、残荷立て替えを必死に願っている様子がかがえる。

続いて三条目である。

史料四⁽¹³⁾

一、御会所守世話方余分罷成候義ニ者御座候得共、荷物も自増長仕候得ハ、御会所一方之潤ニも罷成、御国産之引立ニ罷成可申義と奉存候

会所守人による世話は余分ではあるけれども、国産品販売促進には役立つと考える、としている。

続いて四条目。

史料五⁽¹⁴⁾

一、残荷ニ不相成様ハ注文品計持参候而者、如何有之哉と御尋被遊候ニ付申上候ハ、注文品計積入候得者、残荷も無之直押ニも不相成形ニ御座候得共、古来より無注文之品売物持参仕来候間、改而注文計積入候様仕候而ハ、仕来候姿ニ御座候、両三度登程之内忍■候得者、又是迄之通程ハ注文高相嵩可申、其上直段も相保至極宜敷義と奉存候、前文ニ申上候通り一旦荷高減候廉を心配仕、是迄仕来之姿ニ而商売仕居候義ニ御座候

残荷が発生しないよう注文品だけを持参してはどうか、との御尋ねに対し、古来より無注文の品を持参しているので、これまで通りにしてほしい、と願っている。しかし、この一文には注意が必要である。享保期の塗り物商人の主張を見ると、当時は注文販売のみだった模様である⁽¹⁵⁾。塗り物仲間構成員は文化期に入ってから大幅に入れ替わっている⁽¹⁶⁾ので、享保期の事情を知る人はいないのではないだろうか。よっ

て、古来といってもそれは享保期より後を指すのではないだろうか。

続いて五条目である。

史料六⁽¹⁶⁾

一、先達而も委曲御願申上候拔荷物、今ニ不相止、密々持参候様子ニ相聞申候先願ニも申上候通り、手拔之品とも持込下料ニ売散候故、本手之品迄店直段相響キ自ラ問屋共ニ而も直押申候義御座候、拔荷より委御国産物塗物悪命ヲ受、就而ハ自然不捌ニも相至、此両廉共ニ甚歎敷義と乍恐奉存候、此段厚御堅察奉願上候

先達でも願い上げた「抜荷物」＝手抜き品の品について、である。手抜き品が安価で流通するので、「本手之品」＝正規の品の価格までが下がる。そして、国産品が悪名をうけ、売れ行きが悪化する。この二つの点が嘆かわしいと述べ、ご賢察を願っている。

最後に六条目である。

史料七⁽¹⁷⁾

一、前文ニ御願申上候通り御引替被成下候義丈夫成義と乍恐奉存候、尤私共金繰ニ罷成候得者、帰国仕候而も早速職方へハ前金相渡、注文も申付候義、又ハ御国元出来合之品仕入等仕候ニもせり合之義御座候、御国元職方之者共も繰合宜、自ラ直段も引立候順ニ罷成、且又御国内之潤ニも罷成候義と乍恐奉存候

再度、藩による立て替えを願っている。

以上が内容である。ここまでを整理すると次の三つに分けられる。一つは、塗り物代金の藩による立て替えである。これには問屋へ掛け売りした分と売れ残り品である残荷の二つがある。これについては後掲の図1、図2を参照してほしい。二つには、抜荷物不良品の流通の阻止である。そして三つは、会所守人の存続である。

会所を拠点とし、特に立て替えによる残荷の持ち込みの存続を求め、そして不良品〓おそらく仲間外の者による塗り物販売の阻止、これらがこの六箇条の趣旨になっていることから、ここには、塗り物仲間一般ではなく、江戸出し塗り物仲間の利害が現れていると言えるだろう。この利害を守るため、藩による積極的な江戸出し塗り物仲間の保護を願っている、と言えるだろう。また、後に町役所からの主張に見るような直売り、というようなことは願っていない点は注目される。

図1 江戸勘定頭の残荷引宛貸金案

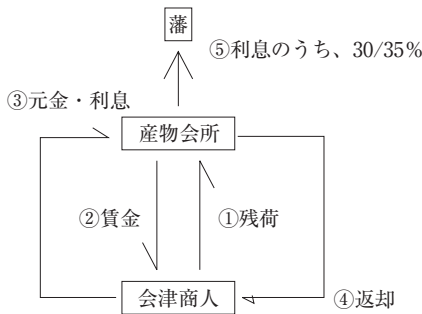
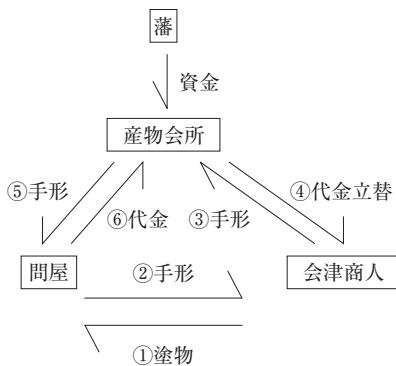


図2 問屋為替手形



先の書き付けを受けてか、あるいは並行してか、会所守勘助代宗助より産物方役人衆中へ次のような覚が提出される。ただし、ここでは塗り物ではなく同じく国産品である煙管の売りさばきについて述べている。

史料¹⁸⁾

覚

一、煙筒捌方之義、問屋江掛合方被仰聞候二付、問屋九郎右衛門へ相談仕候処、同人申聞候二者、捌方之義中買其外江直売之義者十組問屋規定ニ而組合江口銀も御差出し被成候而者、出来兼候趣申来候、尤御産物之義、田舎江専ら商ニ被成候二付、江戸問屋仕切直段も自然下直之身ニ在之候処、右田舎捌無御座様御取締之上、江戸問屋共江不残御差出し御入札仕、其上ニ而仕切之義ハ五日目当日目当テニ納得と御取極メ候得ハ、右日限之通相納候様可仕、左候得者直段之義茂格別ニ相働可申由、且又田舎捌之義ハ代金毎度相残り、敷金之様ニも相成居候歟相聞、商人衆も迷惑被致候義ニ可在御座、右申上候通不残江戸表御捌ニ可相成候得ハ御金繰も宜敷御国表御為ニも相成、商人衆勝手ニも可相成義ニ被存候、右思召も御座候ハ、委細仕法書仕、差上可申候、仕切直段之義ハ精々差[■]可仕趣、九郎右衛門申聞、仍而此段奉申上候、以上

天保十二巳年閏正月

御会所守勘助代宗助

III 天保十二年閏一月

御産物方御役人衆中様

内容を見てみよう。問屋九郎右衛門によれば「仲買などへ直接販売することは、口銀を差し出しても、十組問屋の規定によりできかねる」とのことである。また、国産品はもっぱら田舎⇨地方へ出荷されているために江戸での値段もそれにあわせて下落する。そこで田舎出しを禁止し、すべて江戸の問屋へ入札し、仕切りの日を（荷受けした日から）五日や十日と決めてくだされば、そのようにするし、値段も良くなるであろう、と述べる。続いて、田舎出荷は毎回代金が回収できず、敷金を払っているかのようにっており、商人も迷惑している。そこで、残らず江戸で売りさばくようにすれば、代金回収も円滑になり、商人にとっても良いと思う、と述べる。

整理すると次の二点に分けられる。一つは直売りは絶対禁止であるということ。二つは、田舎出しも禁止し、すべての国産品は江戸の問屋に売る、ということ。これは、国産品を江戸問屋へ集中させることを企図したものであるといえよう。江戸の問屋の利害を反映したものであることは間違いない。それは、江戸問屋のやり方にしたがって売りさばくことが、江戸での国産品販売の拠点である産物会所守人にとっても有益であったからだと推測される。

3-2 産物係任役から江戸勘定頭へ

I 天保十二年二月

Ⅲをうけて、産物係任役から江戸勘定頭に宛てて次のような文章が出される。

前書きには、国産塗り物・煙管販売について、職人・商人の経営引き立てになるような策として、①口銀を差し出し「外店」へ直接販売することはできないのか、②「残荷引宛御引替金」を下付されるに当たつての調査があるのだが、どれほどの金高なら間に合うのか、どうすれば値上げすることができるのか、についての見込みを勘定頭がお尋ねになつたので、左に申し上げるとする。以下、六箇条に分けて述べているので順に見ていこう。

まず一条目である。

史料⁽¹⁹⁾九

一、外店捌之義、塗問屋ニ而者兼而仲間一統規定ニ而外店捌之義不相成事ニ在之、現二天保四巳年中残荷外店捌之義 公辺江被仰立候得共、不出来候間、仮令口銀差出候迎も納得可仕義ニ不相見候得共、於塗問屋氣向ニ不權様相探候処、口銀差出候而も外店之義者不出来候、煙筒迎も同様之訳ケと被存候得共、是迄一向懸りニ而取扱も不仕候ニ付、会所守人手代を以右問屋為相尋候処、別紙之通塗問屋同様ニ而外店捌之義者口銀差出候而も不相成趣ニ在之、右者十組問屋より 公辺江運上も差上、仲間間一統規定相立候義と相聞候間、迎も外店捌之義者塗・煙筒共ニ不相成事ニ相聞申候、尤煙筒之義守人手代談模ニ而者会所入札札等之方商人勝手ニも可相成哉、猶其向御吟味御座候様仕度

「外店」への直接販売について、塗り物問屋ではかねてより仲間の

規定で禁止となっている。煙管についても会所守人手代を通して尋ね、塗り物問屋同様に禁止である。また、煙管については会所での入札を検討してほしいと願っている。

次に二条目である。

史料十⁽²⁰⁾

一、貸金高之義、四五年已前上崎屋五郎右衛門方より借受候節者、何程位ニ相成候哉と商人共相尋候処、五百両計と申事ニ而一ト先ツ五百両と見詰、御備金被成置御引替貸被成下度旨申出候間、壹ヶ年右之金高御座候ハ、一先ツ間ニ合可申哉と奉存候

貸し金高については、先例より、五百両くらいあればよい、としている。

続いて三条目。

史料十一⁽²¹⁾

一、職商引立方之義、此節商人共登り合居候ニ付相尋候処、御引替貸被成下候上、抜荷御取締被下候得者、商程を此方江取戻し、追々出高も増長致直段も引立、自然職方迄之潤ニ可相成候、別紙之通申出候也右之通ニも不被成下候而者、職商引立之常ニ者相至り申間敷哉ニ奉存候、尤別段申上候抜ケ荷之義、是迄も於会津御取締筋も御座候歟ニ候得共、兎角抜荷有之由、田舎商人共御国元者田舎捌之申立ニ而持出し、御府内江持込候歟ニも

相聞候間、右等之廉敷御取締不被成下候而者抜荷取締も行届申間敷、右両品之外正阿弥商人之義会所へ止宿致候間、商体様子折々相尋候処、近来世上一統不景氣ニ而商ひ高も減少致候由、其上是も抜荷在之、直段売崩候次第下落致難洪之趣、商人共申居候間、都「合」(抹消)而抜荷御取締之義、厚御吟味御座候様仕度、且ツ産物会所之義當時止宿致候旅人も少ク、荷物之義も塗荷之外会所へ着ニ不相成、蔵敷賃等も薄ク立行難洪之形勢ニ相見候処、右者永続不仕様ニ而者、自然商人共世話も行届キ、兼左候得者自ら商道筋引立之障りニも可相成哉ニ付、仍而ハ都而御国産之品々、御府内江持出候分ハ何品ニ不限、会所へ着ニ相成候得者、会所立行も永続仕、都而世話茂自ら行届候間、右等之義も取組、御吟味御座候様仕度

内容は、職商引き立てについて、江戸に上ってきている商人に聞いたところ、「御引替貸」をなされ、抜け荷を取り締まってくださるのが良いとのことであった。特に抜荷については、田舎出し商人が田舎へ売りさばくと称して、江戸へ持ち込んでいるものだと指摘している。また、右両品(塗り物・煙管)以外に、正阿弥商人も会所へ止宿しているとのことであった。彼らにも様子を聞いたところ、一統不景氣で難洪しているし、抜荷で迷惑しているとのことであった。よって、抜け荷を取り締ましてほしいと願っている。

さらに、現在、産物会所へ止宿する旅人は少ないという。荷物も塗り物以外は来ず、倉敷料が上がらず立ちゆきがないとのことであった。よって、国産品はすべて、江戸へ持ち込む分についてはどんな品に限らず会所で荷受けするようにしたい、と主張する。それは、そうす

れば会所経営も成り立つ、との考えからであった。

続いて五条目を見たい。

史料十二⁽²²⁾

一、塗荷物、近頃延着二相成、商人共爰元長逗留致、雜費も相懸り候振合ニ相聞、左候得者自然職方江も相響候間、道中果敢行早着ニ相成、逗留少々相成候様仕度候間、此段も御吟味御座候様仕度

塗り荷物が近頃延着するようになっていることを指摘する。そのため、商人は長逗留になり、諸雜費がかさむという。よって、早着するようにして、逗留期間が短くなるようにしてほしいと願っている。

この箇条からは、塗り荷物すら会所に出来ない可能性があることを示唆しているよう。

次に六条目を見る。

史料十三⁽²³⁾

一、右二付引替貸取計之義、任役とも取計可申候処、残荷何程在之候と申出候而も、素人之義ニ而見握も致兼候間、右之廉ハ塗商人組頭江取極被仰付、右組頭見握ヲ以申出候通り七分通り貸方被仰付候ニ而可在御座哉、右当テ物品之義ハ会所土蔵へ差置候而ハ此方握りも無御座候間、預りの内ハ深川御屋敷御藏敷芝御囲米蔵之内御貸被申、右場所へ差置候様仕度、尤商人共迷惑

之筋ニも候得共、先達而上崎屋五郎右衛門方より借受候節も同人蔵江入置候形ニ在之、右様も不取計而ハ握も無御座候間、右之通り取計仕度、残荷預り置候分不引戻者在之節ハ組頭之者ニ為相捌、万々一捌兼候節ハ塗問屋とも会所呼寄とも会所召呼糶払致、若代金不足之節者相印之者よりより為償候様可仕候

ここでは「引替貸取計」について述べている。そのやり方としては、残荷の値段については、産物係任役では素人なので分からないため、塗り物商人組頭に値段を決めさせ、その七割の金額を貸し付けてはどうか、というものである。

引宛の塗り物は深川御蔵か芝囲米蔵を借りてそこへ保管する。万一、残荷が売れない時は、塗り物問屋を会所に呼び、せりで売り払う。代金が不足するようなら、保証人に支払わせる。以上のようなものであった。

長くなったが、最後に七条目を見ておく。

史料十四⁽²⁴⁾

一、為替と唱引替候分ハ売先手形振引替候而期日通り会所ニ而為取立、右取立之間ニ異変有之節ハ商人一体より為償候様仕度、尤右引替候分ハ御収納金継合之格を以引替候義ニ候得ハ、問屋方ニ而容易ニ滞も在御座問敷、既二天保四巳年中残荷捌方、公辺江被仰立候節、右捌代三十日目無遅滞相納候趣、済口証文ニも及置候間、万一滞候節ハ右之廉を以被仰付候得者、速ニ片付可申義、右引替貸両条之通り取計候得ハ御損失二者相成不

申、手堅キ御取計ニ可在御座哉と奉存候、此段御尋ニ付申上候、以上

もう既に売り払っていて、問屋が為替手形を発行した分については、手形の振替日に会所から取り立てさせ、その取り立ての間に異変があれば商人一同に支払わせる、としている。

以上、長くなつたが、これらの主張を整理すると、次の五点に絞られる。一つは、外店直捌きは禁止であるということ、二つは抜け荷の取り締まり、三つは、産物会所への出荷集中策、四つは産物会所への荷物の早着、五つは為替・残荷の「引替貸」に関する具体案、である。特に四点目からは、産物会所を介さない国産品販売が主流となりつつあることがうかがえる。実際会所に来るのは塗り物がメインで、そのほかには正阿弥のみ、煙管は会所に来ない、というのが現状であった。総括すると、IはVI、IIIを受けて、会津の商人の利害、江戸の会所守人の利害、双方を組み込んだ折衷案の提示であると言えよう。

3-1-3 江戸勘定頭から会津の町奉行所へ

II 天保十二年三月十一日

江戸勘定頭が作成し、おそらく会津の町奉行所へ、次のIVに添えて提出したものと考えられる。

史料十五⁽²⁵⁾

一、御国産之品々淳直ニ広ク他邦へ進候様取計方町奉行御尋被成

申出候趣、御書取御添御尋被成候、委曲承知仕、懸り役人始登り合、商人共迄も見込相尋候処、先つ以荷口銀問屋へ差出し、外店直捌不相成義ハ御府内問屋一統之義定ニ有之、塗物・煙筒計ニも無之由相聞、尚手寄りヲ以差配り、様子相探候由之処、何れニ承候而も同様議定之形ニ而問屋共商体ニ拘り承知仕不申義之由ニ而、任役共別紙之通申出、此段不得止次第ニ相聞申候、扱又商人外店直捌利潤之様子相尋候へハ、御府内ニ而者問屋店前小売致、外店ニ申候而も軒数者有之様ニ候得共、荷卸可相成程之店ハ漸々両三軒も可在之歟ニ候処、問屋と違ひ取引も致悪ク、尤延代敷金等ニ相成候基も有之、且ツ外店江直捌致候と「事」(抹消か)て、捌高増し直上ケ等ニ可罷成、須ハ無御座、反而抜荷持込候伝手ニ相成間敷義無之形り申出候由、悉直捌之廉開ケ候ハ、問屋共取締等紛敷取ケも可有御座歟、何レ右之取計ハ難出来由之事ニ在之候処、然ル処産物捌方相進ミ候様之義、兼而御移も有之、評議中ニ御座候処、尚又御書取ニ相見候通、夫而已ニ被差置候而ハ、次第二相縮候形勢ニも御座候得ハ、何と歟不被成下候而ハ引立ニも相成間敷と種々打寄評議仕候処、商人共も相願ひ、町奉行連も専ら残荷引宛貸取計可然とハ素より見込候形ニ相見候得共、金備ニ行当り、又ハ下ケ金等ハ被成下候様も無之、此節柄二者御座候得共、別紙取調申上候廉も其向ニ而も同意ニ有之、件之行届可申義ニも御座候ハ、御引当貸之御吟味も可在御座哉、尚町奉行見込明細返達候様被仰聞申上候上ハ、御金繰合方之見込茂御座候間、追而取調申上候様可仕旨申候、依而御渡紙面一同返達仕候、以上

三月十一日 江戸御勘定頭共

表1 江戸勘定頭が作成した吟味書

1	販売促進	→3	
2	値上げ	→3	
3	抜荷取り締め	販売量減少・値下がりの原因は抜荷の横行にあるが、抜荷は田舎出塗物が江戸に持ち込まれることにより発生している。よって暫時田舎出荷を禁止したい。	
4	産物会所運営存続	会所からあがる収益だけでは会所が運営できない状況にあり、守人が度々交替することもある。これでは会所運営にとって不都合であるので、守人を続けられるような策を勘考してほしい。／既に去年、会所を（会津藩）町方・在方の者の者の定宿にしたいと願い出ており、止宿人が増えるようにしたい。	
5	国産品延着の改善	会津から江戸までの道中はおよそ25日くらいのところ、近頃は大幅に遅れているとのこと。早く到着するよう取り計らいたい。	
6	国産品の会所への一括輸送	現在、一括して持ち込まれている国産品は、塗物と正阿弥細工のみで、それ以外は直接問屋へ直接持参している。蔵敷・宿料などからの収益をあげ、会所存続の一助とするため、出荷量の多少に拘わらず、江戸へ出荷する国産品は全て会所へ持ち込ませたい。	
7	残荷をつくらない	(塗物) 商人によれば、以前から注文外の商品も持参し、出荷量が減らないようにしてきたという。しかし、これはとりわけ値押しさえされるため、持参させないようにしたい。そうすれば、残荷引宛引替金の取り計らいもせずに済む。また田舎出荷を禁止するので、江戸での注文も増え、注文外の品が無くとも出荷量が減少することはない。	
8	残荷引宛貸金の利息	町奉行方では無利子で貸し付けたいと考えているようだが、余裕がないため無理である。(塗物) 商人からの申し出通り、35両あたり1歩の割合で利息を取りたい。これについて町奉行方の考えを聞きたい。	
9	問屋為替手形の期日	(商人が江戸逗留中に問屋から回収できなかった代金については、問屋が手形を作成し、後日この手形を現金と引き替える。この引替を会所が商人に替わって行うのだが)、この期限は荷物を渡した日から30日・50日などと設定したい。藩の資金繰りに最も関わるので、見当違いがないように、この期日について町奉行の意向を聞きたい。	図1
10	(残荷引宛)貸金返納	→11	図2
11	残荷代金の見積	組頭に見積もらせる。人柄・身元などが関わってくるので、吟味した上、町奉行から彼の人別について知らせてもらうようにする。	
12	煙管販売	さしあたり良策がないので、商人たちに聞いてほしい。江戸へ持ち込む際には、会所へ一括してほしい。	

基本的にはIを受けての返答であり、よってその姿勢はIとは変わらない。具体的には、国産品販売促進策を会津の町奉行がお尋ねになつたので、担当役人・商人らに聞いたところ、①抜荷の原因にもなるため、外店直捌きは禁止、②引き宛貸しの検討、が挙げられたとしている。これに続いてIVが記される。

IVは長文になるため、表にした。それが表1である。すべての国産

品を江戸へ出荷させる江戸集中政策をとっている点に特徴がある。前段階では会津商人の利害も反映されていたが、ここではその部分は削除されている。勘定頭・産物係任役とつながりの強い江戸の会所守人の利害を反映したものであろうか。

表2 若松町役人からの回答

1	販売促進		
2	値上げ		
3	抜荷取り締め	抜荷は江戸出塗物商人によっても行われており、田舎出商人だけが行っているのではない。出荷高が減少するので、田舎出荷は禁止すべきでない。抜荷の品は藩が取り上げ、入札により売り払わせ、過料として代金を半分藩が取り上げるようにする。	
4	産物会所運営存続	勘定所の仕法書通り取り計らうのがよい。しかし、必ず会所へ止宿するようにと云っては差し支えるので、「成丈ケ」止宿するようにと指示するのがよい。	
5	国産品延着の改善	勘定所の仕法書通り取り計らうのがよい。	
6	国産品の会所への一括輸送	→ 4	
7	残荷をつくらない	注文外の品を持参させないようにしては、職人が困る。序文にも記したように、会所で直捌きできるようにしてほしい。	
8	残荷引宛貸金の利息	勘定所の仕法書通り取り計らうのがよい。	
9	問屋為替手形の期日	期日は50・60日とし、会所で取り立てる。	図1
10	(残荷引宛) 貸金返納		図2
11	残荷代金の見積	引宛の残荷は、荷主帰国後購入希望者があれば売り払えるように「差値」させ、会所守人が売り払うことを荷主と間で取り極める。	
12	煙管販売	差値をして江戸へ出荷し値段を決めたい。注文品は見本を下し、差値したい。	

3-4 会津の町方・町役所による対応

V 天保十二年六月

IVをうけてか、会津藩の国元の町役所では、IVの箇条の内容に対する意見を城下町に暮らす町役人・検断に聞いている。それが次に挙げるVである。

これは諸商売係検断から町役所に提出されたIVへの返答書である。これも長文になるため、またIVと箇条が対応するため、表にした、それが表2である。江戸だけではなく地方へも積極的に出荷する姿勢を見せている。会津の町方の代表として、塗り物商人の利害を前面に押し出したものと考えられる。

VII 天保十二年七月

Vに続いて、天保十二年七月、町役所が作成したものである。おそらくはVを受けて町役所が国元の意向としてまとめ、江戸勘定頭に提出したものと考えられる。それが次に挙げる史料十六である。

史料十六

御国産之品々、捌方相進ミ候様、中ニも塗物之義ハ、去ル巴年以來捌甚減少致、一兩年之内ニハ興廢ニも罹候義ニ付、(中略) 若又会所直捌之義弥以不整段ニ至候ハ、問屋株之内休も有之由二候間、会所守人ニ為引受候様仕度義ニ御座候、(中略) 右之外阿州塩塗物と交易并させせる・蠟燭捌存寄等之存寄も有之、(中略) 右ハ御尋ニ付尚又存寄之次第御渡紙面一同申達候、以上

まず国産品の売れ行きについて、特に塗り物は巳年（天保四年を指すか）以来売れ行きが減少、一年以内に荒廃する、としている。また産物会所直捌きが整わなければ、問屋株の休み株を会所守人に引き受けさせるべきであるとする。さらに、右の他、阿州の塩と会津の塗り物を交易させる、等としている。

ここで指摘できるのは、次の三点である。一つは塗り物販売悪化を深刻に受け止めていること、二つは鍛冶株取得という手段を使って、すなわち何としても会所直捌きはやる、という方針である。三つは他藩との交易（藩際交易）による塗り物の販路拡大を目指す、という点である。この三点目について補足しておく。松代藩の専売制を研究した藤田雅子氏によれば、天保期、松代藩は会津藩と交易を行うことを企図していた⁽²⁶⁾。実現こそしなかったが、会津藩も松代藩のよういろいろな藩との交易を目論んでいたことがうかがえる。

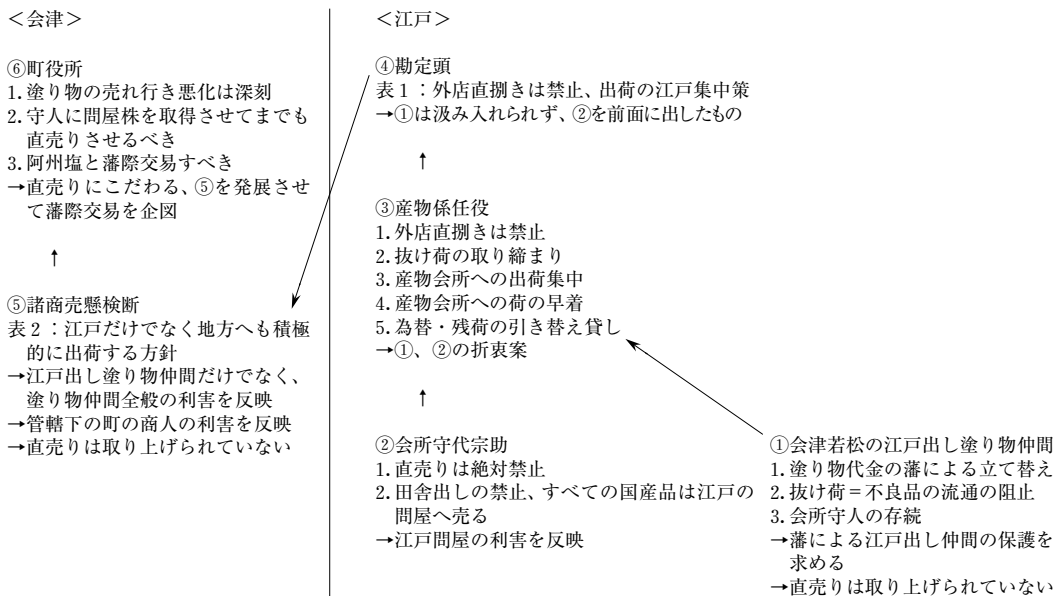
まとめると、町役所の意見は、検断の意見をより強調し、使いうる手段をすべて使って、国産品、特に塗り物の売り上げを目指すというものであったことが分かる。

おわりに

以上、時期を追って、会津の国産品販売をめぐる施策をどうするか、といった問題についての、藩庁方・町方のやりとりを見てきた。

ここでは、第一に、江戸では江戸にいる塗り物商人や会所守人に、会津では町役人に意向を聞くなど、綿密な調査を行っていることが分

図3 意見の関係図



かった。こうして、国産品販売不振を打開すべく、本腰を入れている様子の具体相がうかがえ、このように国産品政策を行う場合には、藩庁方が勝手に決めるのではなく、町方や関係者の意向をうかがいつつ行われることが明らかとなった。

しかしその場合にも、藩庁内でも、何を背景にしているか¹¹利害関係により、江戸と国元では意見に相違があったことも否めない。藩庁内でも一枚岩ではなかったことも第二に指摘しておきたい。(図3)

また、第三に注目しておきたいのは、「御国産一件 壺」史料では、産物会所は主に止宿所として認識されていることである。産物会所は通常、藩が独占的に買い入れた国産品の独占販売機関を指している。⁽²⁾

しかし、会津藩の場合、そこは国産品、特に塗り物を売りさばく商人の止宿所として第一に認識されていたのである。こうした事例は筆者の知る限り他に類を見ず、会津藩産物会所の特徴であると共に、産物会所の概念そのものを覆す事例であると言える。

こうして議論された会津藩国産品政策が果たして実行されたのか、実行されたのであれば、それが成功したのかどうか¹²が次の課題になってくるが、この点は史料が残されていないため明らかにできない。新たな史料が出てくることを期待して、今後の課題としたい。

註

(1) 「近世後期会津藩の国産品政策と流通」(二〇〇五年度東京大学文学部提出卒業論文)。

(2) 庄司吉之助ほか「津軽塗と会津塗」(地方史研究協議会編『日本産業史大系3東北地方編』東京大学出版会、一九六〇年)二九〇—二九三頁など。

(3) 半田市太郎『近世漆器工業の研究』吉川弘文館、一九七〇年、五九頁、八七頁。

(4) 拙稿「近世会津藩における国産品政策と流通」(二〇〇八年度東京大学提出修士論文)。

(5) 「御国産一件 壺」(築田家文書四〇一号)。

(6) 『会津若松史』。

(7) 前掲注1。

(8) 築田家文書三七二号。

(9) 名前は異なるが、おそらく寛政期に会所設置を嘆願した田畑源兵衛のことであろう。

(10) 『会津若松史』第四卷、一二四—一二三頁。

(11) 「御国産一件 壺」(築田家文書四〇一号)。

(12) 前掲注11。

(13) 前掲注11。

(14) 前掲注11。

(15) 前掲注4。

(16) 前掲注11。

(17) 前掲注11。

(18) 前掲注11。

(19) 前掲注11。

(20) 前掲注11。

(21) 前掲注11。

(22) 前掲注11。

(23) 前掲注11。

(24) 前掲注11。

(25) 前掲注11。

(26) 藤田雅子「天保期松代藩における国産紬の販売」(吉田伸之編『流通と幕藩権力』山川出版社、二〇〇四年)。

(27) 『国史大辞典』「国産会所」の項(吉永昭氏執筆)。